鶴岡市農業委員会第19回東部原	農地部会議事録
-----------------	---------

日 時 場 所	令和元年 6月7日(金) 午後1時30分 櫛引生涯学習センター 1階 多目的ホール
出席農業委員	1番 森 繁太2番 菅原 久継3番 佐藤 みほ4番 齋藤 力5番 奥山 康光6番 渡部 長和7番 前田 浩8番 伊藤 由紀子9番 石川 守10番 髙橋 聡
出 席 推進委員	1番 工藤 久子 2番 齋藤 英道 3番 石井 光明 4番 森 秀弘 5番 渡部 幸也 6番 新舘 登 7番 金野 匡良 8番 丸山 伸一 9番 佐々木 貢昌 10番 佐久間 豊 11番 小林 義一 13番 亀井 龍夫 14番 清野 吉喜 15番 伊藤 敏一
遅参委員	4番森秀弘推進委員
早退委員	なし
欠席委員	12番 髙橋 文雄推進委員
事 務 局	主幹 佐藤友志 局長補佐 池原政志 主査 野口みゆき 調整専門員 金内かんな 専門員 伊藤 豊 羽黒分室調整主任 匹田久雄 櫛引分室主事 上野 祥 朝日分室主事 佐藤穂高
議事日程	 開会 議事録署名委員の選出 会期の決定 報告 議事 農業者年金の裁定請求について 閉会
	開 会 午後 1:30
議 長	本日、12番 髙橋 文雄推進委員より欠席届が提出されています。遅参は4番森 秀弘推進委員、他に遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第19回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業 委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長から指名したいと思い ますが、ご異議ございませんか。
議長	異議なしと認め、議長から指名させていただきます。
議長	2番 菅原久継委員、3番 佐藤みほ委員を議事録署名委員に指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思いますが、 これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。
議長	それでは報告事項に入ります。
	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
	報告第3号 農地の転用事実に関する照会について
	事務局の説明をお願います。
事務局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について≫
	(説 明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について≫
	(説 明)≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
議長	報告事項ではありますが、質疑がありましたらお願いします。 事務局
事務局	7ページの報告第2号、朝1の案件で補足いたします。解約事由が耕作不便のため と記載がありますが、連作障害による地力回復を図るために一度休むものです。
	ほかにございませんか。ないようですので、これより議事に入ります。
議長	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局 の説明をお願い します。
事 務 局	(説明)≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	3 条案件ですので、各担当委員より現地調査の報告を願います。5 番奥山康光委員 お願いします。
5番委員	5 奥山です。6 月 5 日、私と石井推進委員と事務局で現地確認をいたしました。適 正に管理されており、問題ないことをご報告申し上げます。
議長	羽黒の案件は。8番 丸山推進委員
8番	8番丸山です。羽2.3の案件は孫が新規就農する為に父と孫とで二つに分けて申請
推進委員	された案件です。現地確認して問題ありませんでしたのでご報告いたします。
議長	それではこれより審議を行います。何か質疑のある方はいませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので質疑を終結し採決に入ります。議案第1号農地法第3条の規定に よる許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
	全員賛成により原案通り可決しました。
議長	続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の 説明をお願いします。
事 務 局	(説 明)≪議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について≫
議長	5条案件ですので、現地調査の報告をお願いいたします。5番 奥山康光委員
F 17.	5番奥山です。6月5日、私、石井推進委員、事務局で確認してきました。藤1に
5番 推進委員	ついては山間部であり、まわりは畑もありました。藤2は集落接続で周りに家庭菜 園がありましたが、いずれも周りに迷惑がかかる状況ではなく問題ないことを確認い
在医女員	あっめりよしたが、ヾ・ダタ゚しも周りに述念がつかっる状況ではなく同題などことを確認と
議長	それでは、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
	ないようですので、質疑を終結し採決に入ります。
議長	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賛成委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
L	1

議		長	全員賛成により原案通り可決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について事務局の 説明をお願いします。		
事	務	局	(説 明) ≪議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について≫		
議		長	それでは、審議を行います。議案第3号について質疑ございませんか。 11番小林義一推進委員		
	11 番 進委		11番小林です。羽25は農業廃止で貸借期間5ヶ月とありますが、その理由とこれからどうするのかをお聞きしたい。		
議		長	8番 丸山推進委員		
	8番 進委		8番丸山です。受人■さんの希望によるものです。		
議		長	6番 新舘推進委員		
	6番 進委		6番新舘です。■さんがこの後、購入する予定です。何の理由か忘れましたが そのようです。		
議		長	よろしいでしょうか。自分が羽黒地区なので補足します。■さんは購入したいが 相続登記がまだ済んでいないため、今年は作付けして来年度売買に向けて協議する予 定です。		
			今年 5 ヶ月は作付けをすると言うことです。他にないでしょうか。		
			(発言者なし)		
議		長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 農用地利用集積計 画(案)の決定について賛成委員の挙手を求めます。		
			(全員賛成)		
議		長	議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、全員賛成により原案通り 可決しました。以上で本日の審議は全て終了しました。続きまして農業者年金の裁 定請求について、事務局より説明お願いします。		
事	務	局	(説明)≪農業者年金の裁定請求について≫		
議		長	報告事項でありますが、質問のある方は挙手お願いします。		
			(発言者なし)		
議		長	ないようですので、これをもちまして第19回東部農地部会を閉会します。		
			閉 会 午後1:50		
			議 長 <u>髙 橋 聡</u>		
			議 事 録		
			署名委員 菅 原 久 継		
			議事録		
					